

INFORMATION NOW

インフォメーション・ナウ

10月1日から施行

狭山市ポイ捨ての防止に関する条例を制定

これまで、駅周辺や道路沿いへのタバコの吸い殻や空き缶の投げ捨てが後を絶たず、河川敷などでは犬のふんの放置が多く見受けられるなど、清潔できれいなまちづくりを推進するための条例の制定が望まれていました。市では、昨年より市内の環境団体の意見や狭山市環境審議会での協議を踏まえ、6月に開催された市議会において、「狭山市ポイ捨ての防止に関する条例」を制定し、10月1日から施行します。

条例の目的

市、市民および事業者が協力し、ポイ捨てのない清潔できれいなまちづくりを推進し、快適な生活環境を確保することを目的とするものです。

ポイ捨ての禁止

条例では、道路、公園などの公共の場所や他人の土地に、空き缶など



マナーを守って楽しく散歩（本文と写真とは関係ありません）

清潔できれいなまちづくりを推進するために

市の役割

市は、ポイ捨ての防止に関する施策を策定して実施し、意識の啓発を図ります。また、ポイ捨ての防止に関する活動の支援を行います。

市民の役割

市民は、自分が出した空き缶などを、持ち帰るなど適正に処理しなければなりません。また、飼い犬のふんは、放置せず持ち帰らなければなりません。

事業者の役割

事業者は、事業活動を行うに当たり、自ら率先してポイ捨ての防止に関する意識の啓発を図らなければなりません。また、ポイ捨てされやすい製品、容器などの製造者や販売者は、消費者に対しても、ポイ捨て防止に関する意識の啓発をしなければなりません。

自動販売機には回収容器の設置が義務付けられます

飲食料の自動販売機の設置者、または管理者は回収容器を設置し、投入された空き容器があふれないように点検するとともに、周辺を清潔に保つなど適正に管理しなければなりません。

条例には罰則を設けています

ポイ捨てについては2万円
空き缶などの投げ捨ておよび犬のふんの放置については、その行為に對し中止・原状回復命令を行います。この命令に違反した場合は、2万円以下の罰金が課せられます。

回収容器の設置管理義務違反については5万円

飲食料の自動販売機の設置者、または管理者には、回収容器の設置管理義務が課されますが、これに違反し改善命令に従わない場合は、5万円以下の罰金が課せられます。

ポイ捨てのないきれいな都市を目指して

市では広報紙・垂れ幕での啓発、駅頭でのキャンペーンなどにより条例の浸透を図り、より多くのかたに「ポイ捨てしない心」を培っていただきたいと思えます。また、ポイ捨て防止重点地区の指定、ポイ捨て防止推進員の選任などにより、その地区に合ったポイ捨て防止活動を展開し、快適な生活環境を確保します。皆さんのご協力をお願いします。

問い合わせ先 生活環境課 へ内線 3695



6月13日（日）に笹井地区で実施された圏央道周辺クリーン作戦